

令和7年度 近江牛インバウンド等消費拡大推進業務委託仕様書

1 委託業務の名称

近江牛インバウンド等消費拡大推進業務

2 目的

近江牛は、日本三大和牛の一つに数えられ、全国的にも一定認知されているものの、神戸ビーフなど他のブランド牛と比べて、京阪神エリアの宿泊施設、飲食店等で近江牛を取り扱っているところは限られている状況にある。

そこで、インバウンド利用が多い京阪神エリアや滋賀県内の宿泊施設・飲食店等のシェフ、経営者等を対象に、近江牛の試食会や生産者・流通事業者との商談につながる取組、三方よしの近江牛生産の取組や生産者のこだわりを感じられる取組などの実施により、三方よしの近江牛生産の取組や生産者の想いなども含めた、近江牛の魅力を感じられる機会を創出する取組を通じて、近江牛に対する評価を高め、宿泊施設・飲食店等と生産者・流通事業者との継続的な関係を構築することを目的とする。

また、インバウンドおよび県外からの旅行者に対して近江牛の喫食や購入を促すためのプロモーション活動を行い、県外および国外における近江牛のファン拡大および需要を喚起することを目的とする。

3 内容

2の目的を達成するため、次の業務を委託する。なお、実施に当たっては、各業務の取組を一体となって実施すること。

本仕様書における用語の定義は、以下のとおりとする。

近江牛	本業務で使用する近江牛は、「近江牛」生産・流通推進協議会による近江牛認定証または近江肉牛協会による近江牛認定書が発行される格付等級A4またはB4以上の牛肉とする。
京阪神エリアの宿泊施設・飲食店等	インバウンドの利用が多く見込まれる京都市・大阪市・神戸市内の宿泊施設・飲食店等とする。
滋賀県内の宿泊施設・飲食店等	インバウンドや県外からの旅行者の利用が多く見込まれる滋賀県内の宿泊施設・飲食店等とする。
宿泊施設・飲食店等関係者	上記2点のホテル・宿泊施設・飲食店の料理長、シェフ、ホテル経営者、ホテル企画部門担当者等とする。
生産者・流通事業者	滋賀県内で近江牛の生産実績のある生産農家、事業所を滋賀県内に置き、近江牛を取り扱う流通事業者とする。

(1) 近江牛試食会の開催等

宿泊施設・飲食店等関係者における近江牛に対する評価を高め、宿泊施設・飲食店等関係者と生産者・流通事業者との継続的な関係を構築するための近江牛試食会を開催する。

なお、実施にあたっては、以下を満たすこと。

- ① 試食会は県内または京阪神エリアで開催することとし、試食会に参加する宿泊施設・飲食店等関係者については、京阪神エリアの宿泊施設・飲食店等関係者を中心に参加者の募集を行い、試食会には生産者・流通事業者も参加させること。
- ② 食材としての近江牛の特徴や魅力を感じられる内容とすること。
- ③ 宿泊施設・飲食店等関係者と生産者・流通事業者による商談につながる内容とすること。
- ④ 試食会のほか、本県が進める三方よしの近江牛生産の取組や生産者のこだわりを含めた、近江牛の魅力を感じられる取組を行うこと。なお、実施時期については、試食会の開催前後を問わない。

(参考) “三方よしの近江牛” について

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/chikusan/333344.html>

- ⑤ 試食会の事前・事後において、宿泊施設・飲食店等関係者および生産者・流通事業者との継続的な取引につながるよう、双方に対してフォローを行うこと。
- ⑥ 試食会および近江牛の魅力を感じられる取組の実施時期や内容等の詳細については、県と協議の上決定すること。
- ⑦ その他具体的な内容は自由提案とする。

(2) 近江牛の消費拡大につながるプロモーション活動の実施

インバウンドおよび県外からの旅行者に対して県内での近江牛の喫食や購入を促すためのプロモーション活動を行う。なお、実施にあたっては、以下を満たすこと。

- ① 近江牛の魅力を視覚的に訴える内容とすること。
- ② 近江牛を提供する県内の宿泊施設や飲食店の情報のほか、本県が進める三方よしの近江牛生産の取組や生産者のこだわりを含めた、近江牛の魅力を伝えるPR資材を作成すること。
- ③ PR資材については、パンフレット等配布可能なものとするほか、インターネットやSNS等で使用できるものとし、インバウンドおよび県外からの旅行者に対して県内での近江牛の喫食や購入を促す内容とすること。また、当該PR資材が、目につき、手に取ってもらいやすくなるような、工夫を行うこと。その他、作成数等詳細は県と協議の受け決定すること。
- ④ インバウンドや県外からの旅行者の利用が多く見込まれる場所、媒体においてPR資材配布や近江牛の試食等のプロモーション活動を行うこととし、PR資材を掲載するなどWebサイトを用いたプロモーション活動を30日間以上実施すること。
- ⑤ プロモーション活動には、旅行代理店や出版社、広告代理店などインバウンドや県外からの旅行者の旅程決定に影響力のある関係者を参加させる等、プロモーション活動の事後

においても、近江牛を提供する県内の宿泊施設や飲食店での近江牛の喫食や購入を促すような工夫を行うこと。

- ⑥ プロモーション活動を行う場所、期間、回数、内容、使用する言語について県と協議の上決定すること。
- ⑦ その他具体的な内容は自由提案とする。

(3) 委託業務者による企画提案業務

上記(1)および(2)のほか、本業務の目的を達成するために有効な業務を企画し、実施することができることとする。

業務の内容等については、県と協議の上決定すること。

4 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月10日（金）まで

5 成果品等

- (1) 受託者は、本業務の完了後、内容を取りまとめた報告書およびその電子データを提出すること。
- (2) 報告書は、写真を用いる等、視覚的に分かりやすいものとする。
- (3) 本業務で作成したPR資材等は現品およびデータで納品すること。

6 実施条件等

- (1) 仕様書の内容については、契約後、双方協議の上、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受託者は、契約締結に際して次の書類を提出し、県の承諾を受けるものとする。なお、内容に変更が生じた場合には、速やかに県へ文書で報告し、承諾を受けなければならない。
 - ・工程表（適切な案を提示すること。）
 - ・その他、県が必要に応じて指定する書類
- (3) 本業務の実施にあたり必要とされる打合せ・調査を行うこととする。また、受託者は打合せの議事録を作成し、県に提出するものとする。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、県と十分に連携を図り、処理方針については、随時、県の指示および承諾を受けること。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、常に委託業務者としての中立性を保持するよう努めなければならない。
- (7) 受託者は、本業務により知り得た一切の情報を県の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (8) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に県の承認を得るものとする。
- (9) 本業務に必要な資料については、県と調整した上で収集するものとする。

県が保有する資料については、本業務の遂行に当たり受託者が必要とするものについて、県が妥当と判断する範囲で提供する。

- (10)資料の取扱いに当たっては、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理しなければならない。また、県の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。
- (11)本業務の履行時において、著作権の使用許可手続きが必要な場合は、受託者の責任において済ませておくこととする。また、著作権などに関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理する。
- (12)県との打合せ等、本業務の履行にかかるすべての費用の一切は契約金額に含まれているものとする。
- (13)本仕様書に明示されていない事項であっても、事業目的を到達するために必要と認められる事項には、双方協議の上、受託者の負担で実施する。
- (14)業務の実施にあたり疑義が生じた場合および本業務の細目については、県との協議の上、決定するものとする。